

認定こども園 鎮西学院幼稚園 園則（運営規程）

（名称及び所在地）

第1条 本園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 認定こども園 鎮西学院幼稚園
- （2）所在地 長崎県諫早市西栄田町1 2 1 2 番地 1

（施設の目的）

第2条 学校法人鎮西学院が設置する認定こども園 鎮西学院幼稚園（以下「本園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、本園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 本園は教育基本法、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て法、その他の関係法令を遵守して運営をする。

（提供する教育・保育の内容）

第4条 本園はキリスト教の保育理念のもと、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、子どもが健やかに成長するよう適切な環境を整え、教育・保育を行う。

（子育て支援）

第5条 本園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

「親子遊びの集い」として、親子での交流及び子育てに楽しさや喜びが見いだせるような活動を提供する。

- 2 育児相談を行い、育児の悩みや相談をじっくりと聞き寄り添うことで、保護者が安心して子育てに向き合えるように支援する。
- 3 園庭開放を行い、子どもが心身を動かして遊ぶことができる環境を提供する。

（職員の職種、人数及び職務の内容）

第6条 本園に次のとおり職員を置く。

- （1）園長 1人
園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- （2）主幹教諭 2人
主幹教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、幼児の教育・保育をつかさどる。
- （3）教諭
教諭は、園児の教育をつかさどる。

(4) 保育士

保育士は、園児の保育をつかさどる。

(5) 学校医

学校医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断を行う。

(6) 学校歯科医

学校歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。

(7) 学校薬剤師

学校薬剤師は、本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言等を行う。

(8) 事務職員

事務職員は、本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(9) スクールバス運転手兼用務員

通園バスの運行を行い、用務としては、園庭整備その他、雑務を行う。

(教育・保育を行う日数及び学期)

第7条 本園の教育・保育日数は39週以上とする。

2 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。1年を3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(開園時間)

第8条 本園の開園時間は、月～金曜日7時30分～19時00分

土曜日 7時30分～17時00分 とする。

(教育・保育を行う日及び行わない日)

第9条 本園において、教育・保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定の子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 本園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(4) 学院創立記念日

(5) その他園長が必要と認めた日

3 前項に定めるもののほか、本園における1号認定子どもに係る休業日は、次のとおりとする。

- (1) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (2) 冬季休業 12月20日から翌年1月8日まで
- (3) 春季休業 3月21日から4月9日まで

教育上必要がある場合、かつやむを得ない事情がある場合は、変更することがある。

(教育・保育等を行う時間)

第10条 本園において、教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

(1) 1号認定子ども

10時00分から14時00分まで

ただし、送迎バス発着時刻の関係で9時00分から10時00分、14時00分から15時00分も、教育・保育を行う。

徒歩通園児の登園時間は9時00分とする。

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

イ 保育標準時間認定を受けた子ども

7時30分から18時30分までの11時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。

ロ 保育短時間認定を受けた子ども

8時30分から16時30分までの8時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。

2 1号認定子どもについては、前項第1号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により預かり保育・延長保育が必要な場合は、7時30分から9時00分までの朝の預かり保育、14時00分から18時30分までの預かり保育、18時30分から19時00分までの延長保育を利用することができる。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、第1項第2号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により保育が必要な場合は、イは18時30分から19時00分まで延長保育を利用することができる。また、ロは、7時30分から8時30分まで、16時30分から19時00分まで延長保育を利用することができる。

(利用者負担のその他の費用等)

第11条 本園においては、諫早市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第13条第1項の規定により、保護者から園児の居住する市町村が定める額の保育料の支払いを受けるものとする。

- 2 日本キリスト教団所属の牧師の子どもは、保育料を免除する。
- 3 本園においては、諫早市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第13条第3項の規定により、本園の教育・保育の質の向上を図るため、次の表に掲げる費用について、同表に定める額の支払いを保護者から受けるものとし、その目的、支払いを受ける時期は同表のとおりとする。

費用	金額	目的	支払い時期
入園受入準備費	2,000円	入園選考・事務手続き	願書提出時
施設設備費	2,000円	施設設備の補修・充実	毎月
P T A会費（ひかりの会）	500円	P T A 活動費	毎月
冷房費	3,000円	冷房	9月
暖房費	2,500円	暖房	2月

- 4 本園においては、諫早市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第13条第4項の規定により、次の表とおりに実費を徴収する。

区分		金額	目的	支払いを受ける時期
給食食材費 (1号認定子ども)	主食	1食 33円		毎月7日
	副食	1食 209円		4月～2月 3月調整月
給食食材費（おやつ含） (2号認定子ども)	主食	1食 33円		毎月7日
	副食	1食 264円		4月～2月 3月調整月
給食費については、1食分の給食費×年間の保育日数÷12か月の分割集金。 保育日数に誤差が出た場合は、3月で調整。				
通園送迎費用（利用者のみ）		2,500円		毎月7日
教材費		実費	クレヨン、はさみ 自由画帳、名札など 園生活及び活動に必要な用品	入園時
制服代（3歳以上児）		実費	園生活時着用	入園時
日本スポーツ振興センター会費		1号・2号 200円 3号 250円	園加入傷害保険保護者負担分	5月
アルバム代		実費	卒園記念	卒園年度

- 5 本園においては、前1～4項に挙げるもののほか、次の表に掲げる費用について、同表に定める額の支払いを保護者から受け取るものとする。

区 分	金 額 (1回)
1号認定子ども預かり保育利用料金	平常時 500円
	長期休業時
	5時間以内 500円 5時間以上 800円
1号認定子ども預かり保育利用月極料金	1か月 6,000円
	8月のみ 8,000円
1号認定子ども預かり保育おやつ代・補食代	55円
1号認定子ども朝の預かり保育・延長保育料金	30分 100円
2号・3号認定子ども延長保育料金	30分 100円
2号・3号認定子ども補食代	55円

- 6 保育料ほか毎月の園納金は、出席の有無に関わらず、毎月7日までにその月分を納入しなければならない。(口座引き落とし)
- 7 正当な理由がなく園納金を所定の日までに納入せず、3か月滞納した場合は、出席停止とする。

(入園資格及び子どもの区分ごとの利用定員)

第12条 本園に入園することができる子どもは、生後10か月から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児とする。

2 本園の利用定員は、次のとおり定める。

- (1) 1号認定子ども 55人
- (2) 2号認定子ども 45人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 12人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 3人

(利用の開始)

第13条 本園の利用開始にあたり、1号認定子どもについては、保護者が本園に直接申し込むものとする。

- 2 利用申し込みのあった1号認定子どもと現に本園を利用している1号認定子どもの総数が1号認定の子どもの利用定員の総数を超える場合については、現利用者及びその弟妹を優先した上

で、入園願書受付初日一定時間内に抽選。一定時間内に利用定員の総数を超えない場合は、先着順とする。

- 3 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用については、諫早市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

(転園、退園又は休園)

第14条 転園、退園又は休園しようとする子どもの保護者は、理由を記して園長に願い出るものとする。

(利用の終了)

第15条 本園は、次に掲げる場合に、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校就学の始期に達したとき
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、法に定める保育給付認定支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(評価及び修了)

第16条 各学年の修了は、園児の平素の状態を評価し、学年末において認定する。

- 2 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園児に修了証書を授与する。

(緊急等における対応方法)

第17条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族に連絡すると共に、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、諫早市及び保護者に連絡すると共に、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第18条 本園は、非常災害に対する具体的な計画を策定するとともに、一月に一回以上の避難訓練及び消火訓練を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第19条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行う。

(ひかりの会)

第20条 PTAの名称を「ひかりの会」とし、保護者と職員又保護者同士が協力し、日頃からの信頼関係を大切に、子ども達の豊かな成長を支える。

2 定期的に例会をもち、情報交換、講演・講習等の行事を会員の意見により計画実施する。

この園則は、2023年7月1日から施行する。

この園則は、2024年4月1日から一部改正、施行する。